



下関市総合計画

SHIMONOSEKI CITY MASTER PLAN

[第7章] 市民も企業も行政も みんなで担える元気なまち 〈協働のまちづくり〉

- 第1節 ■開かれた行政への取り組み
- 第2節 ■市民活動支援の推進
- 第3節 ■行政機能の充実及び行財政運営の効率化
- 第4節 ■人権教育・啓発活動の充実
- 第5節 ■男女共同参画の推進



開かれた行政への取組

現状と課題

市民と行政の協働のまちづくりを進めるには、市政の情報を市民にわかりやすく知ってもらうとともに、市民の声を行政プロセスに的確に反映していくしくみを確立する必要があります。

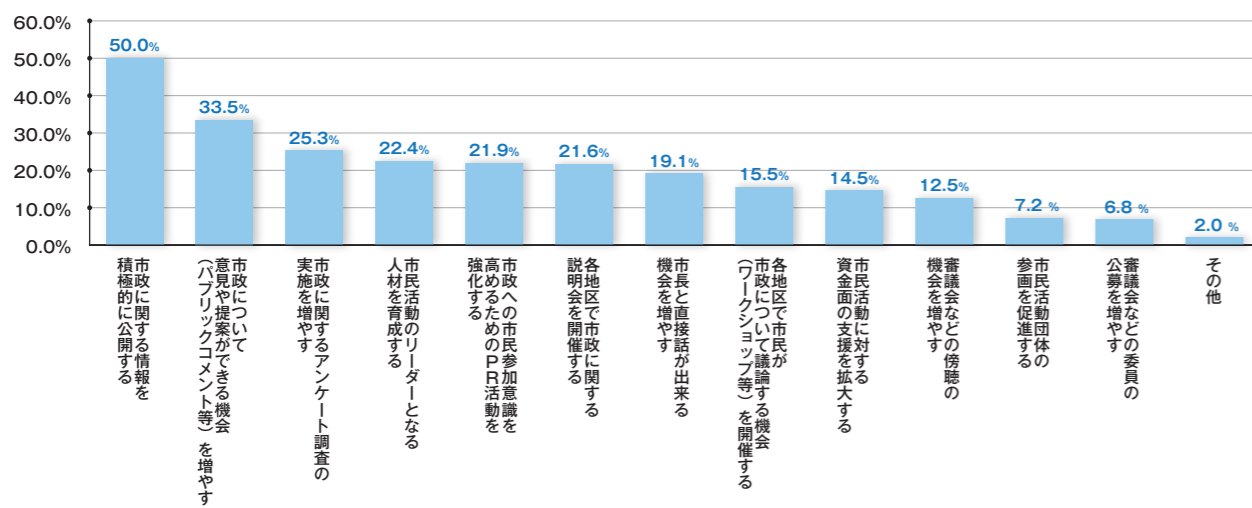
本市では、ホームページを活用した行政手続きのオンライン化¹をはじめ、「市報しものせき」による広報活動及びタウンミーティング²等による広聴活動、「下関市市民協働参画条例³」に基づく市民と行政の情報共有に努め、開かれた行政を目指し積極的に取り組んでいます。

また、開かれた行政を展開していくには、情報公開制度⁴の充実と併せて、個人情報の保護に努めるとともに、市民の市政への関心を高める取り組みが必要です。

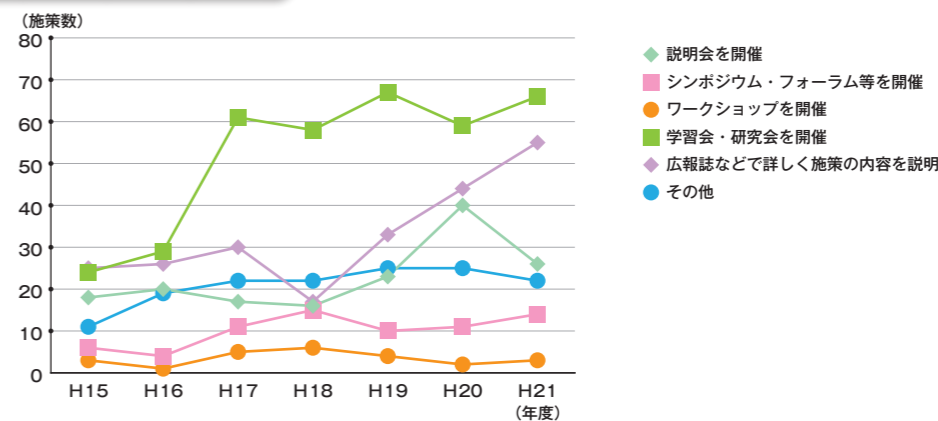
市民アンケート調査結果

●市政への市民参加を進めるには、どうすれば良いか

有効回答者数862人（複数回答）



情報の提供と共有を行った施策



（資料）下関市市民文化課

基本方向

- 市民参画による開かれた行政を実現するため、広報広聴活動の充実により、情報公開の推進を図ります。
- 市民ニーズを的確に把握し、市政に関する最新の情報を迅速に提供できるよう、広報紙等の充実やマスメディア⁵の活用、また、誰もが容易に市政に関する情報を入手できる情報発信の方法を充実させるとともに、市民のプライバシーが侵害されないよう個人情報の保護に努めます。

施策体系図

開かれた行政への取り組み

行政情報化の推進

市民参画の推進

広報広聴活動の充実

地域審議会の運営

情報公開の推進

各事業の方向

1 行政情報化の推進

(1) 電子自治体⁶の推進

市内の学校、図書館、公民館、市役所、総合支所等を高速・超高速で接続する情報ネット

- ⁵ 不特定多数の受け手を対象に、大量に情報を伝達する媒体のこと。新聞、雑誌、書籍、テレビ、ラジオ、映画、ビデオやオーディオなどがあげられる。
- ⁶ 情報通信技術を活用し、行政サービスが提供できる自治体。例えばインターネットを利用して、いつでも、どこからでも申請や届出ができるようになるなど、便利で質の高いサービスを提供することが可能になる。

¹ インターネットを中心とした情報通信技術の活用によって、広範な行政情報の提供や行政手続きに係る市民・企業の負担軽減等の要請に的確に対応するなど、行政サービスの質的向上を図るもの。
² 「市民起点」「地域内分権」の視点から、市長と市民が、地域の課題解決や将来のまちづくりについて直接、対話を行うこと。
³ 行政プロセス（施策の立案、実施、評価という一連の過程）への市民参加と、まちづくりの主人公である市民の社会的な活動を促進するための基本的なルールを定めた条例。
⁴ 市の保有している公文書を、請求に応じて公開することにより、市政への市民参加の推進と市民の信頼確保を図り、一層公正で開かれた市政を推進しようとするもの。

トワークを整備・活用し、市民生活における教育、福祉、医療、防災等の高度化を図ります。

また、市民への情報通信サービスの提供とともに、行政面においては、事務の省力化と効率化を図るため、ワンストップサービス⁷や公共情報端末⁸の整備・活用に努め、ICT⁹を活用した行政内部の電子自治体化を推進します。

2 市民参画の推進

(1) パブリックコメント¹⁰等の推進

「下関市市民協働参画条例」に基づき、市民の市政への参画を促進するため、説明会の開催、アンケートの実施、ワークショップ¹¹の開催、各種審議会¹²の設置、パブリックコメントの実施等を効果的に行います。

3 広報広聴活動の充実

(1) 広報活動の充実

市民に市政に関する最新の情報を迅速に提供するとともに、情報格差が生じないように、ユニバーサルデザイン¹³の視点から、わかりやすい広報に努めます。また、「市報しものせき」、点字市報、声の市報等の発行やホームページによる広報とともに、テレビ、新聞など各種マスメディアの特性を活かした効果的な広報を行います。

(2) 広聴活動の充実

市民からの意見、提案を各施策に反映するため、タウンミーティングの実施による地域住民との対話の強化を図るとともに、市長へのはがき、電子メール¹⁴等により、広聴活動の充実を図ります。

4 地域審議会¹⁵の運営

(1) 新市建設、施策の推進に関する審議

旧町ごとに組織される地域審議会を運営し、地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの実現を図ります。

5 情報公開の推進

(1) 情報公開制度の充実

市政の情報を市民に適切に公開するしくみの充実を図ります。また、市民のプライバシーが侵害されないよう、本市が保有する個人情報に適切に取扱うとともに、開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
行政情報化の推進	電子自治体の推進【再掲】 ●各庁舎、公共施設間の情報ネットワークの整備・活用 ●ワンストップサービスの実現【再掲】 ●公共情報端末等の整備・活用【再掲】	民間・市 市 市
市民参画の推進	パブリックコメント等の推進 ●各種審議会委員公募の推進等	市
広報広聴活動の充実	広報活動の充実 ●広報紙等の充実 ●ホームページの充実 ●パブリシティ ¹⁶ の充実 広聴活動の充実 ●タウンミーティングの実施 ●市長へのはがき、電子メール等の充実	市 市 市 市 市
地域審議会の運営	新市建設、施策の推進に関する審議	市
情報公開の推進	情報公開制度の充実	市

7 複数の行政サービスを1つの窓口で、まとめて受けられる機能のこと。

8 行政に関する様々な情報の提供を行うために、公共施設などに設置されている機械。

9 Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を指す。

10 市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く市民に公表し、これに対して市民から提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民から提出された意見等を考慮して当該施策等の決定を行う一連の意見募集に関する手続き。

11 参加者みんなが議論したり、モノを見たり、実際に何かを作り上げたりと、共通の体験をしながら、共同で提案や計画をつくりあげること。

12 行政機関が何らかの意思決定を行う際に、専門家などの意見を求める機関。

13 年齢や身体的状況などの違いにかかわらず、全ての人が利用可能であるようなデザイン。

14 インターネット（世界中の個人、企業、団体などがコンピューター等を通じて相互に接続したコンピューターネットワーク）により、文字情報やデータ等をやり取りする仕組み。

15 合併後も地域住民の声を反映したきめ細かな行政サービスを実現させるため、合併前の市町の協議により、旧市町の区域を単位として設置することのできる審議機関。本市では旧4町にそれぞれ設置されている。



タウンミーティング

16 報道機関に積極的に施策や事業、お知らせなどの情報を提供したり、あるいはその取材に協力して記事やニュースとして報道してもらうこと。

市民活動支援の推進

現状と課題

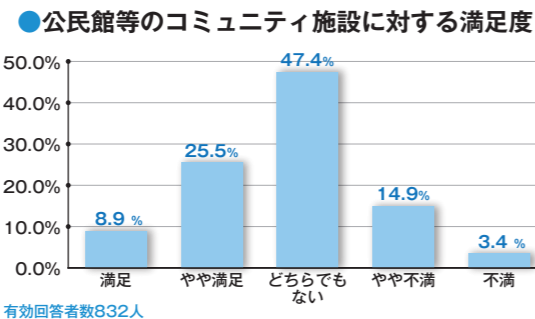
本市の市民活動は活発化しており、市で把握している市民活動団体数は、平成22年3月末現在で約275団体を数え、その活動は、福祉、まちづくり、子どもの健全育成、川・海の清掃活動をはじめとする環境保全等のさまざまな分野に広がりを見せています。

こうした市民の活動は、地域を担う大きな柱としてとらえ、市民活動を促進することにより、市民と行政が協働して市民生活の充実を図ることが、これからのまちづくりに特に重要と考えられます。

そのためには、市民の自己実現や生きがいづくりが、結果として地域活動・社会貢献につながる状態をつくることが望まれます。

また、社会への参加意欲が比較的強いといわれる団塊の世代の人々が、定年を機に地域で活躍できるしくみや体制をつくることも求められています。

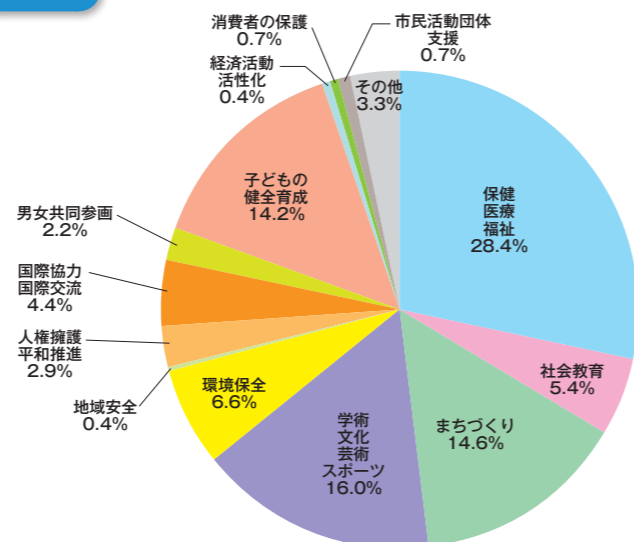
市民アンケート調査結果



市民活動分野別登録団体の状況（平成22年）

(単位：団体)

分野別登録団体	団体数
保健・医療・福祉	78
社会教育	15
まちづくり	40
学術・文化・芸術・スポーツ	44
環境保全	18
地域安全	1
人権擁護・平和推進	8
国際協力・国際交流	12
男女共同参画	6
子どもの健全育成	39
経済活動活性化	1
消費者の保護	2
市民活動団体支援	2
その他	9
計	275



(資料) 下関市市民文化課

基本方向

○市民のコミュニティ活動及びまちづくりに関するボランティアやNPO¹等の活動が活発に展開されるよう、地域の連帯感の醸成とまちづくりに対する市民意識の啓発、まちづくり活動の指導者の養成、活動拠点施設の機能強化に努めます。

施策体系図

市民活動支援の推進

市民活動の場の確保

市民活動組織の育成支援

市民参画の促進

各事業の方向

1 市民活動の場の確保

(1) 市民活動拠点施設の整備

さまざまな分野で市民活動を促進するため、市民が自主的に活動できる場として、既存公共施設の有効活用をはじめ、市民活動の拠点となる「しものせき市民活動センター²」の機能を強化します。

(2) 地域コミュニティ活動の場の確保

市民の生涯学習³ニーズや活動状況を踏まえ、地域の実情に沿った公民館等の施設整備や老朽化等に応じた既存の公民館等の施設改修に努めます。

市民相互の連帯感及び世代間の交流を深めるため、下関市民センター等コミュニティ施設の利用を促進することにより、明るいまちづくりの形成を促す場を提供します。

2 市民活動組織の育成支援

(1) ボランティア・NPO等の育成及び活動の支援

行政と市民活動団体とが連携したまちづくりを進めるため、各種情報の提供、ネットワーク化の促進を図り、市民活動団体の育成・支援等を行い、NPO・ボランティア活動の活性化を推進します。

また、自治会や地域コミュニティ組織による市民活動の活性化を図るため、市民自治組織の育成・支援を推進します。

1 Non-Profit Organizationの略称。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない、住民の自発的な意思による活動団体。
 2 NPO・ボランティア活動等の活性化を受けて、行政と市民活動団体とが連携したまちづくりを進めるため、また、その活動を支援するために、平成19年5月に開設された施設。
 3 自己の啓発や充実のためや、生活の向上、職業上の能力の向上などのために、自分の自発的な意志に基づいて、自分に適した手段や方法によって生涯にわたって行う学習活動のこと。

3 市民参画の促進

(1) 市民活動促進基本計画の推進

市民の市政への参画及び市民のまちづくりへの参画を図るため、市民活動促進基本計画に基づき、まちづくりに自主的に取り組む公益的活動を育成し、活動の主体となる市民一人ひとりが自主的かつ主体的に市民活動に取り組める環境整備を行います。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
市民活動の場の確保	市民活動拠点施設の機能強化 地域コミュニティ活動の場の確保 ●公民館等の整備【再掲】	市 市
市民活動組織の育成支援	ボランティア・NPO等の育成及び活動の支援 ●市民自治組織の育成・支援	市
市民参画の促進	市民活動促進基本計画の推進	市



しものせき・協働のまちづくりワークショップ

現状と課題

平成17年10月1日の中核市¹への移行にともない、多くの権限が移譲され、充実した市民サービスの提供と効率的、効果的な新しい行財政運営システムの確立が求められています。

昭和30年に建設された市役所本庁舎は、経年により老朽化し、敷地が狭隘であるほか、駐車場の不足などの問題があり、市民サービスの拠点として、また、災害に備える防災拠点²として十分な機能を有しておらず、将来を見据えた、人と環境に優しい安全・安心な庁舎整備が求められています。

合併後、総合支所区域においては、従来培ってきた歴史、文化、生活等の特色が薄れていくことへの懸念があり、個々の課題に対してその地域全体で考え、持続可能なまちづくりの形成と活性化を図っていくため、地域内分権³を推進し、地域住民に最も身近な行政の機能充実に取り組んで行く必要があります。また、総合支所については、地域における行政サービスの総合窓口や地域振興及び防災緊急対応の拠点として、地域の特性に応じた施設整備が必要となります。

近年の厳しい経済環境の下、本市では他の地方公共団体と同様、市税等の収入が減少する一方、社会保障関係経費等の増による義務的経費⁴の伸びにより、財政の硬直化⁵が一層進んでいます。さらに本市の特徴として、市税を中心とした自主財源⁶に乏しく、国等に依存している財政構造であることが言えます。このような状況の中、歳出の徹底した見直しに努めるとともに、市債⁷発行にあたっては市債借入額を元金償還額以内とするなどプライマリーバランス⁸に配慮した財政運営に取り組んでいます。

また、国から地方への大幅な税源移譲⁹が実施され、市税確保による財政基盤の確立と税負担の公平性の実現を図るため、徴収対策の強化に努めています。

財政の健全性に関しては、平成19年度決算から「実質赤字比率¹⁰」、「連結実質赤字比率¹¹」、「実質公債費比率¹²」、「将来負担比率¹³」という4つの健全化判断比率を公表しており、いずれの数値においても財政悪化の目安とされる早期健全化基準¹⁴を下回っています。また、併せて、

1 政令指定都市以外の市で、人口が30万人以上で、比較的大きな規模や能力を持つ市の事務権限を強化し、できるだけ市民の身近で行政を行うことができるよう、政令で指定された都市のこと。

2 地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設（市庁舎や病院、学校など）。

3 地域のことはできるだけ地域で考え、特色ある元気なまちづくりを進めるための仕組み。

4 行政経費のうち、人件費（職員の給料など）や公債費（負債の返済に充当するもの）などのように、任意に減らすことが困難な経費を指す。

5 施設の維持費や福祉に関する経費、負債返済のための公債費など、経常的支出が増える一方で、自由に使える経費が減少し、財政の柔軟性が失われていく状態。

6 自治体が自主的に得ることの出来る収入。地方税や各種手数料などがある。

7 一度に大きな費用が必要となる事業などを行うための長期的な借入金。

8 基礎的財政収支ともいう。自治体の収入のうち、市債（市の借金）分を除いたものと、自治体の支出のうち、市債の償還と利払いを除いたものとを比較した収支のことである。税収など本来の収入で、市民のために使われる支出が賄われているかどうかを示す指標である。

9 納税者（国民）が国へ納める税（国税：所得税など）を減らし、都道府県や市町村に納める税（地方税：住民税など）を増やすことで、国から地方へ税源を移すこと。

10 一般会計等の歳出に対する歳入の不足額が財政規模に占める割合。

11 公営事業を含めた市のすべての会計の歳出に対する歳入の不足額が財政規模に占める割合。

12 一般会計等の歳出のうちの公債費が財政規模に占める割合。

13 一般会計等が将来的に負担することとなる負債の額が財政規模に占める割合。

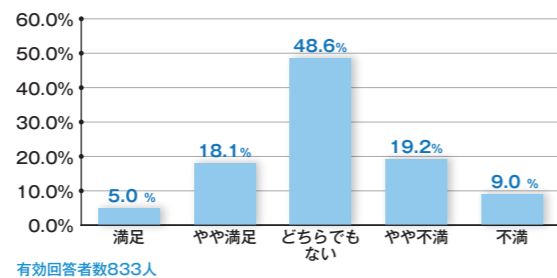
14 財政健全化法において、自治体の財政悪化の目安とされている指標。

平成20年度決算から公会計¹⁵全体にかかる連結貸借対照表¹⁶等の財務書類を公表し、財政の透明性やマネジメント¹⁷力の向上、資産・債務の適切な管理に取り組んでいます。

平成26年度をもって、合併に関する特例制度の期限を迎えることから、限られた財源を重点的かつ効果的に活用し、健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、合併によるスケールメリット¹⁸を活かした行財政改革を推進していく必要があります。さらに、最少の経費で最大の効果を上げる組織づくりに努めるとともに、高い顧客意識に立った組織づくり、民間の経営感覚の導入等を推進し、市民生活をはじめ、本市の産業活動に活力をもたらす基盤となる行財政運営を確立する必要があります。

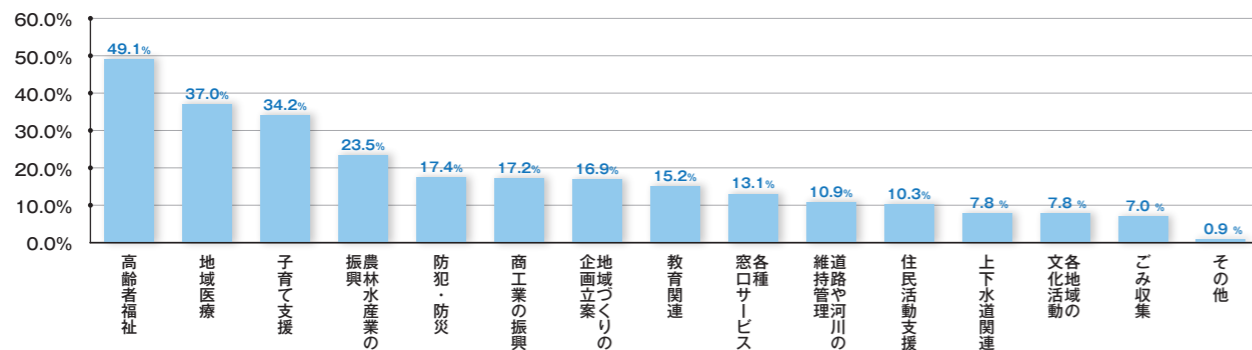
市民アンケート調査結果

●行政の窓口サービスに対する満足度



●地域に密着した市政として強化すべき分野は何か

有効回答者数862人（複数回答）



基本方向

- 地方分権¹⁹を推進し、自らの判断と責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、市民の利便性に配慮した行政組織の編成、情報化による行政事務の効率化等を推進し、市民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図ります。
- 市民サービス・窓口サービス機能及び防災拠点機能の充実のため、将来を見据えた効果的、計画的な庁舎整備を推進します。
- 地域内分権を推進するとともに、地域の行政サービスの総合窓口、地域振興及び防災緊急対応の拠点となる総合支所について、地域の特性に応じた施設整備を推進します。
- 財政面については、国・県の制度を活用した財源の確保や経常的経費の抑制を図るほか、財政運営の透明化と市民への公開、民間活力による社会資本整備等、健全な財政運営を推進します。
- 職員の適正な配置に努め、行政サービスの質の向上を図ります。

施策体系図

行政機能の充実及び
行財政運営の効率化

行政機能の充実

行財政の健全化

各事業の方向

1 行政機能の充実

(1) 庁舎の整備

庁舎整備については、現在の歴史ある本庁舎を最大限活用するための耐震補強改修を行うとともに、十分でない市民サービス・窓口サービス機能及び防災拠点機能の充実のため、市民サービスセンター（仮称）を増築し、市民が親しみやすく利用しやすい庁舎の整備を推進します。

¹⁵ 発生主義、複式簿記の考え方を取り入れた地方公共団体における新たな会計制度。

¹⁶ 自治体の資産や負債等の財政状態を一覧表にしたもの。

¹⁷ 経営などの管理。

¹⁸ 規模が大きくなることで得られる利益。

¹⁹ 国の権限や財源を地方自治体に移すこと。

(2) 総合支所の運営・整備

総合支所については、元気な地域づくりを目指すため、地域内分権を推進し、市民サービスの充実はもとより地域住民とともに、その地域特性を活かした振興を図ります。また、行政の総合窓口、地域振興の拠点、災害時における防災緊急対応の拠点として必要な施設整備を進めてまいります。

2 行財政の健全化

(1) 行政改革の推進

行政運営の効率化や行政サービスの向上のため、新たな行政改革大綱²⁰に基づき、引き続き、行政改革を推進するとともに、社会情勢に即応した組織・機構の見直しを図ります。

(2) 定員適正化²¹の推進

定員の適正化を推進するうえで、引き続き各種事務事業の見直しを踏まえながら職員の適正な配置に努めるとともに、職員の意欲、資質向上を図るため人事評価制度²²の確立及び人材育成に取り組みます。

(3) 財政運営の健全化

合併後の行政課題の解決や多様な市民ニーズに応えながら、健全で持続可能な財政運営を堅持するため、引き続き、経費全体について見直しを行い、事業の選択と集中を進めるとともに、プライマリーバランスに配慮した予算編成により、市債残高の減少に努めます。

市税確保による財政基盤の確立と税負担の公平性の実現を図るため、市税収納環境の整備や市民に対する納税意識の高揚に努めるとともに、徴収対策を一層強化し、市税収納率の向上を目指します。また、使用料等の市債権について、適正かつ効率的な債権管理に努めます。

さらに、市の公会計全体にかかる連結貸借対照表等の財務書類を整備し、資産・債務を適切に管理するとともに、市民にわかりやすい財務情報の開示に努め、公会計改革の一層の推進を図ります。

なお、行政機能の停滞や損害の発生を未然に防止し、またその影響を軽減するため、計画的かつ継続的にリスク²³を管理し、市政に対する市民の安心感・信頼感を高めます。

(4) 行政情報化²⁴や行政評価²⁵の活用等による事務の効率化の推進

市民ニーズが多様化、高度化し、限られた行財政資源の有効活用が求められる中、行政活動に対する市民満足度の向上、説明責任の遂行につながる効果的で効率的な行財政運営を目指すため、行政情報化や行政評価システムの推進・運営を行います。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
行政機能の充実	庁舎の整備 ●市民サービス向上のための庁舎整備の推進 総合支所の運営・整備 ●それぞれの地域の特性を活かした地域振興の推進 ●総合支所機能の充実並びに施設整備	市 市市
行財政の健全化	行政改革の推進 定員適正化の推進 財政運営の健全化 行政情報化や行政評価の活用等による事務の効率化の推進	市市市市



テレビ会議1



テレビ会議2

20 中核市としての充実した市民サービスの提供を効率的・効果的に行うため、行財政運営の効率化を推進していく指針。

21 職員の定数について、効率的・効果的な行政運営のため、計画的に管理し、適材適所となるような人員配置に努めること。

22 職員の任用や給与等、人事管理の基礎とするために行われるもので、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価を指す。

23 組織の機能が停滞したり、組織運営が不安定になるような、有形・無形の損害を被る要因。

24 行政事務の効率化や市民サービスの向上を図るため、情報通信技術を活用して、インターネットによる情報提供などを行うこと。

25 行政の仕事の目的を明確にしながら、活動の成果を数値で表し、評価する制度のこと。

財政収支の推移（普通会計）

(年度・百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	人口一人当たり（円）		
						下関市	類似団体	差異
						A 歳入歳出差引額	3,878	3,558
B 翌年度繰越財源	406	207	229	694	557	1,975	1,978	-2
C 実質収支（A-B）	3,472	3,351	2,999	2,692	3,624	12,846	6,614	6,231
D 単年度収支（C-前年度C）	-70	-121	-352	-307	932	3,304	1,122	2,182
E 積立金（財政調整基金）	2	14	40	40	20	72	1,611	-1,539
F 繰上償還金	0	0	361	666	6	22	587	-566
G 積立金取り崩し額（財政調整基金）	250	500	1,100	1,200	1,000	3,545	3,158	387
H 実質単年度収支（D+E+F-G）	-318	-607	-1,051	-801	-42	-147	162	-310

歳入

(年度・百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	人口一人当たり（円）		
						下関市	類似団体	差異
						自主財源	33,791	34,159
分担金・負担金	982	963	904	1,289	928	3,289	3,147	142
使用料・手数料	5,562	5,353	4,430	4,440	4,460	15,810	9,290	6,520
財産収入	3,081	2,840	3,049	536	643	2,278	1,528	750
寄附金・繰入金・諸収入・繰越金	9,481	9,567	10,953	10,897	11,764	41,705	35,645	6,060
小計	52,897	52,882	55,830	54,152	52,898	187,520	192,464	-4,944
依存財源	7,219	7,813	5,091	4,772	4,621	16,382	16,790	-408
譲与税・交付金	25,981	25,973	24,715	25,040	26,418	93,653	48,400	45,253
地方交付税	16,276	13,873	13,228	14,522	22,080	78,271	62,802	15,469
国庫支出金	5,160	4,960	5,825	5,921	6,535	23,166	15,933	7,233
県支出金	11,706	13,385	10,705	11,058	16,749	59,374	35,407	23,967
地方債	66,342	66,005	59,564	61,313	76,403	270,846	179,332	91,514
小計	119,239	118,886	115,394	115,465	129,301	458,366	371,796	86,570
歳入合計	119,239	118,886	115,394	115,465	129,301	458,366	371,796	86,570
自主財源比率	44.4%	44.5%	48.4%	46.9%	40.9%	40.9%	51.8%	-10.9%
依存財源比率	55.6%	55.5%	51.6%	53.1%	59.1%	59.1%	48.2%	10.9%

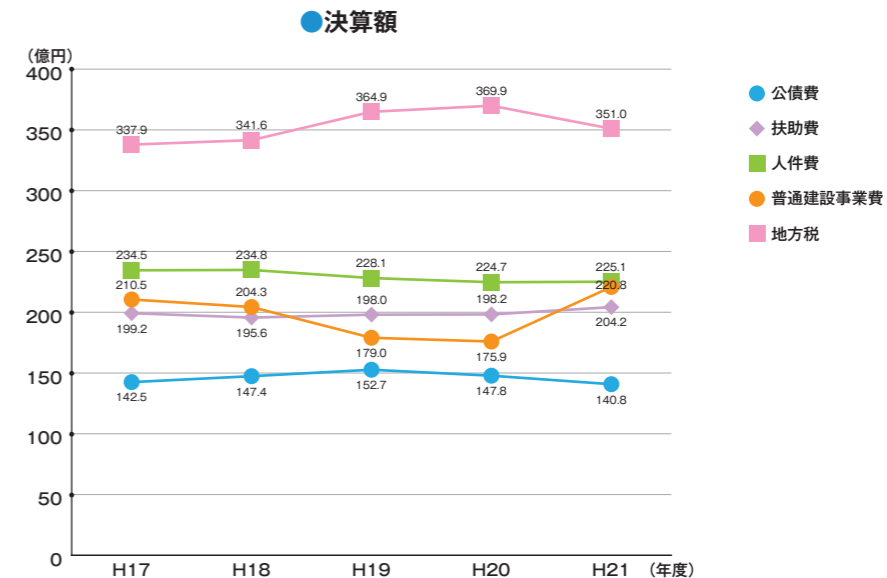
歳出

(年度・百万円)

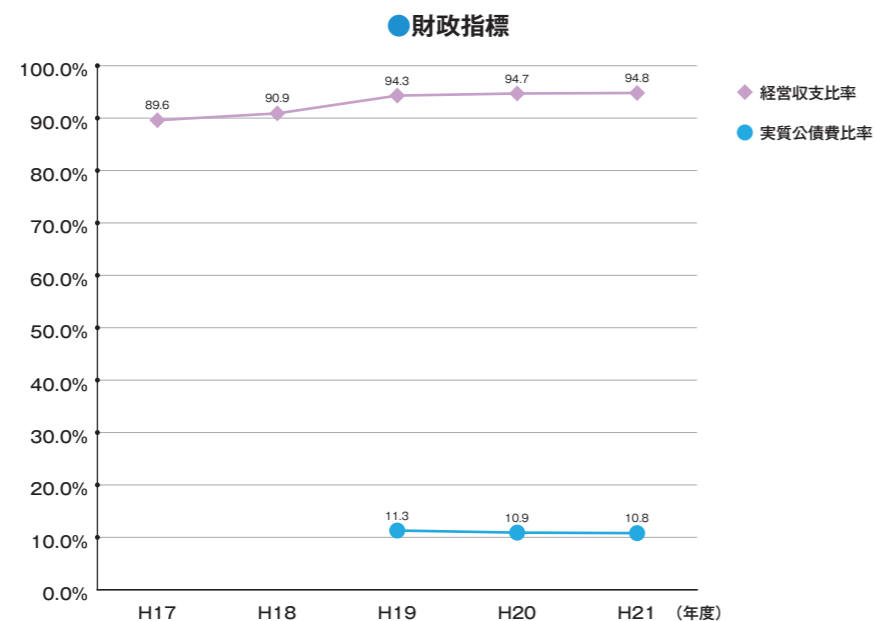
	H17	H18	H19	H20	H21	人口一人当たり（円）		
						下関市	類似団体	差異
						義務的経費	23,451	23,480
人件費	16,501	16,223	15,552	15,129	14,516	51,460	41,787	9,673
うち職員給	19,916	19,560	19,798	19,821	20,425	72,404	68,760	3,644
扶助費	14,254	14,744	15,266	14,780	14,084	49,927	43,907	6,020
公債費	57,621	57,784	57,873	57,070	57,016	202,118	175,989	26,129
小計	12,206	12,151	11,809	11,667	12,969	45,975	40,953	5,022
物件費	1,616	1,454	1,447	1,405	1,317	4,670	4,724	-54
維持補修費	5,329	5,657	9,426	9,154	14,212	50,384	41,190	9,194
補助費等	414	439	379	519	447	1,586	3,756	-2,170
うち一部事務組合	4,915	5,218	9,047	8,635	13,765	48,798	37,434	11,364
上記以外	13,156	13,366	9,873	10,241	11,157	39,551	31,582	7,969
繰出金	10	42	74	526	921	3,265	4,919	-1,654
積立金	4,189	3,831	3,616	4,384	5,251	18,613	14,357	4,256
投資・出資・貸付金	21,234	21,043	18,048	17,632	22,277	78,969	49,490	29,479
投資的経費	21,050	20,433	17,903	17,593	22,085	78,289	49,303	28,986
うち普通建設事業費	184	610	145	39	192	680	187	493
うち災害復旧費	57,740	57,544	54,293	55,009	68,104	241,427	187,215	54,212
小計	115,361	115,328	112,166	112,079	125,120	443,545	363,204	80,341
歳出合計	115,361	115,328	112,166	112,079	125,120	443,545	363,204	80,341
義務的経費比率	49.9%	50.1%	51.6%	50.9%	45.6%	45.6%	48.5%	-2.9%

- ・表示単位未満の数値は四捨五入したため内訳の計と総数とが合わない場合がある。
- ・普通会計決算額を基礎として作成しており、会計の範囲は地方財政状況調査の普通会計に関する部分と同一であり、経費区分及び財源区分についても合致するものである。
- ・人口一人当たり額において基礎とした人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳登録人口である。
- ・類似団体数値は中核市のうち人口40万人未満規模の平均値を採用している。

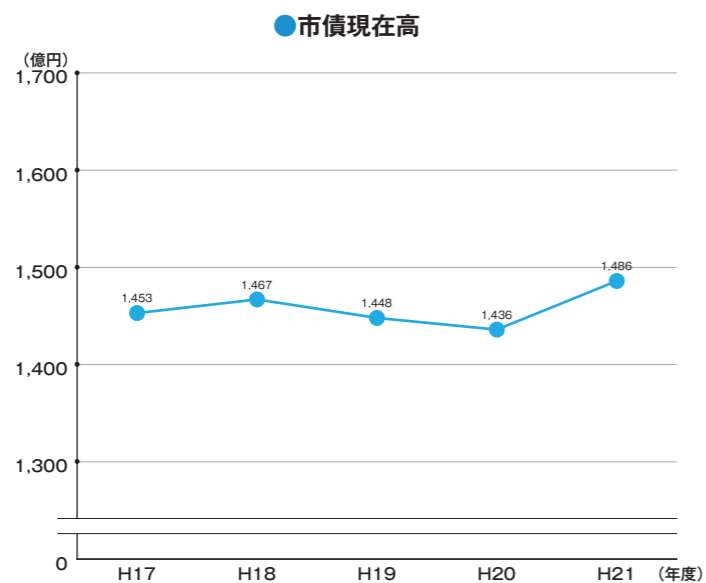
決算額・財政指標



人権教育・啓発活動の充実



- ・ 経営収支比率：財政構造の弾力性を表す指標で、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合である。この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財源構造が弾力性を失っていることを示す。
- ・ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率。



現状と課題

一人ひとりが、基本的人権を深く認識し、お互いの人権についてお互いに尊重しあうという意識が社会全体及び生活の隅々まで浸透した、人権感覚の豊かな社会を築くため、行政の果たすべき役割は大変重要です。

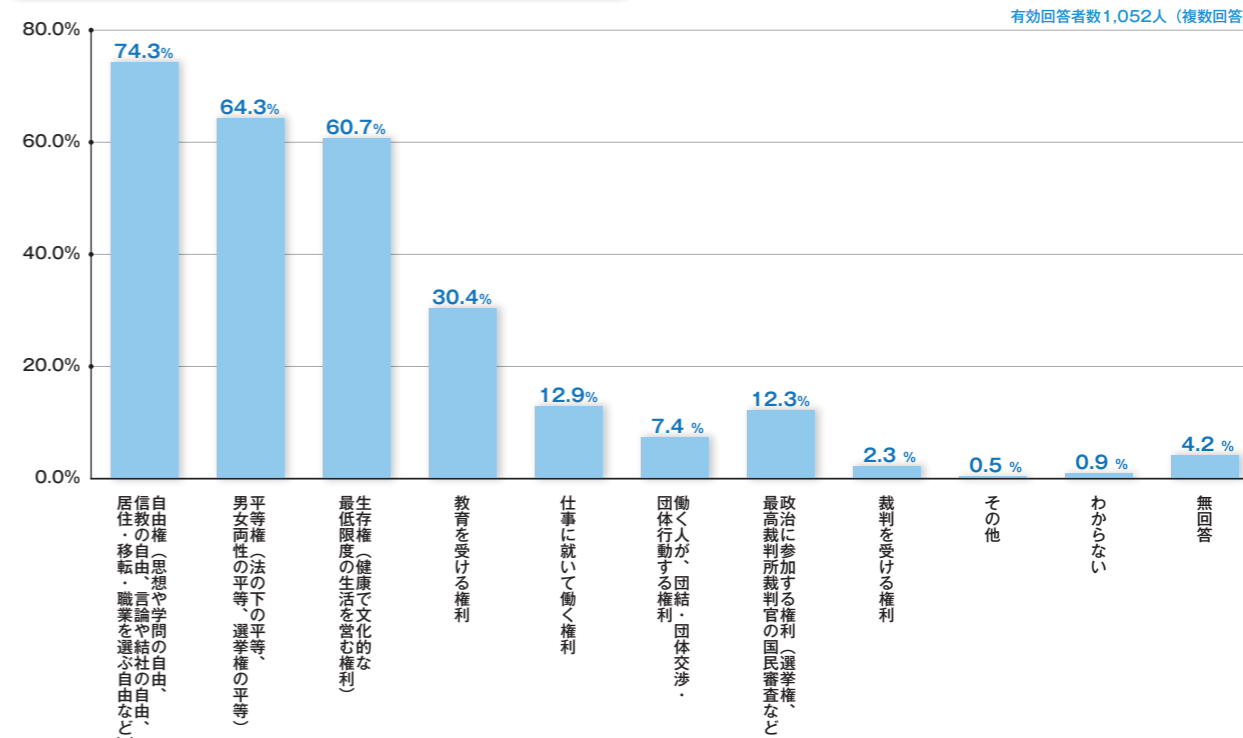
人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、平成12年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行されています。

そのため本市では、県の人権推進指針を踏まえ、人権意識の高揚を図ることを目的として人権教育講座や研修会を開設してまいりました。

また、人権教育・啓発を総合的かつ効率的に推進するための人権施策推進審議会を新たに設置いたしました。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨に基づき、今日の幅広い人権諸課題について、人権擁護委員協議会及び法務局等の関係諸団体との連携を図りながら、お互いの基本的人権が尊重される住み良い、心豊かな社会の実現を目指して総合的に取り組む必要があります。

アンケート調査結果：関心のある基本的人権



(資料) 下関市人権・男女共同参画課「人権に関する市民意識調査」(H20)

男女共同参画の推進

基本方向

○生涯学習¹の視点に立ち、人権教育・啓発の取り組みを行うため、推進体制の整備充実や指導者の育成、教材の開発、学習プログラムの作成等、さまざまな場を通じてその推進を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1 人権意識の高揚と社会参加の促進

(1) 地域交流活動の充実

市民の人権意識の高揚と社会参加の促進を図るため、地域交流活動を促進するための環境づくりに努めます。

(2) 普及啓発活動の充実

市民に人権問題に対する正しい認識を広め、お互いに認め合う人権感覚を培い人権尊重思想の普及と高揚を図るため、講演会、シンポジウム、パネル展等の開催、人権に関する標語・作文・ポスター等の展示を行い、地域に密着した多様な人権啓発活動を推進します。

(3) 国・県等関係機関との連携の強化

本市の人権施策推進審議会や下関人権啓発活動地域ネットワーク協議会、国・県等の関係諸機関と連携しつつ、人権教育・啓発活動を推進します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
人権意識の高揚と社会参加の促進	地域交流活動の充実 普及啓発活動の充実 国・県等関係機関との連携の強化	市 市 市

現状と課題

少子高齢化の進展、社会の成熟化や雇用環境の変化など社会経済状況の急速な変化の中で、男女が互いに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の実現は、活力ある地域づくりのためにますます重要な課題となっています。

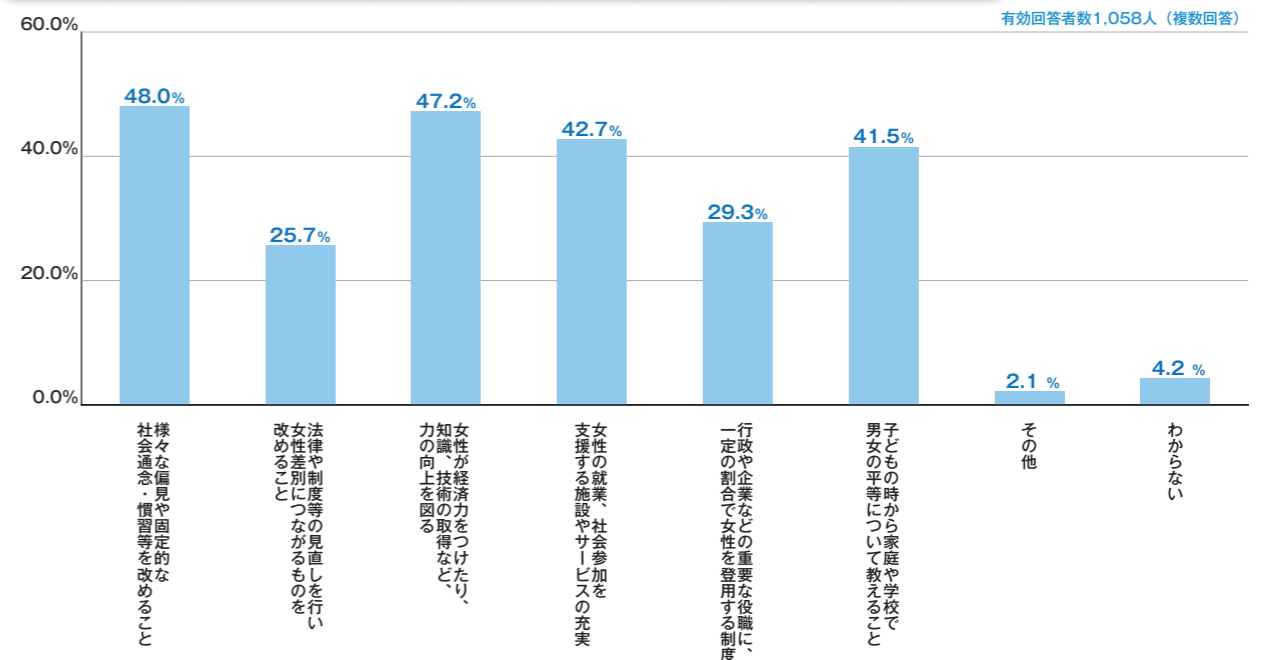
本市では、「下関市男女共同参画基本計画¹」に基づき、意識啓発や調査研究などさまざまな事業を市民と協力して展開してまいりました。

しかしながら、いまだに根強くある性別による固定的役割分担意識は、男女平等の推進や女性の社会参加・能力開発の妨げになっており、女性の政策・方針決定過程への参画も十分とはいえないのが現状です。

そのような中、性別にかかわらず多様な生き方を選択できるしくみづくりが求められており、男女がともにバランスよく家庭生活と社会生活の両立が図れるような条件整備が期待されています。

また、男女間における暴力に対する幅広い意識啓発と被害者支援について、地域での相談窓口の充実や関係機関及び民間団体と連携を強化し、早急に対策を図る必要があります。

アンケート調査結果：男女があらゆる分野で平等になるために重要なこと



(資料) 下関市人権・男女共同参画課「下関市男女共同参画に関する市民意識調査」(H21)

¹ 一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指して、各施策を総合的・計画的に推進するために策定した計画。

¹ 自己の啓発や充実のためや、生活の向上、職業上の能力の向上などのために、自分の自発的な意志に基づいて、自分に適した手段や方法によって生涯にわたって行う学習活動のこと。

審議会・委員会等委員 女性登用率（H22.4.1現在）

行政委員会及び法令・条例設置の審議会等

区 分	委 員 数（ 人 ）					
	H22.4.1			H21.4.1		
	総数	女性委員数	女性比率	総数	女性委員数	女性比率
行政委員会	77	3	3.9%	77	3	3.9%
法律・政令の規定により設置	314	107	34.1%	335	108	32.2%
法律に基づく条例の規定により設置	465	108	23.2%	462	100	21.6%
その他の条例の規定により設置	481	133	27.7%	231	49	21.2%
合 計	1,337	351	26.3%	1,105	260	23.5%

（資料）下関市人権・男女共同参画課

基本方向

○男女が互いに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画基本計画により、男女が共に自立し責任を分かち合うことのできる社会を目指す条件整備をはじめ、男女平等意識の啓発等に取り組みます。

施策体系図

男女共同参画の推進

男女共同参画の推進

各事業の方向

1 男女共同参画の推進

（1）総合的な推進体制等の整備

「下関市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画推進本部及び同協議会を中心として、市民や各団体・企業等と連携しながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

（2）男女共同参画社会の形成

男女が共に能力を発揮できる社会の実現に向け、市民一人ひとりの男女平等意識の普及・啓発活動を継続して行います。

社会活動における男女平等を推進するために、あらゆる分野における政策・方針決定の場への共同参画とともに、女性のチャレンジ機会の拡大を促進します。

男女が共に柔軟で多様な生き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランス²の考え方を基調に、仕事と家庭・地域生活の両立が出来るような条件整備を進めていきます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）³等の男女間での暴力の根絶と被害者支援、生涯を通じた女性の健康支援等の環境づくりに努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
男女共同参画の推進	<p>総合的な推進体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画基本計画の推進 ● 男女共同参画推進本部の運営 ● 男女共同参画協議会の運営 <p>男女共同参画社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女平等意識の啓発活動の強化 ● 仕事と家庭・地域生活の両立支援 ● 政策決定過程等への共同参画の推進 ● 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 	<p>市 市 市</p> <p>市 市 市 市</p>

² 仕事と生活の調和。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

³ 配偶者や恋人など、親密な関係にある人から振られる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的な暴力も含まれる。

